

# 茨城県報 第5397号

昭和41年5月6日

金曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県県税の郵便振替貯金による納付、納入に関する規則の一部改正 (教育委員会)	1
●茨城県県立高等学校学則の一部改正 (公安委員会)	2
●派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部改正 告 示	2
●建築基準法に基づく道路の指定(13件) (教育委員会)	3
●茨城県立麻生高等学校北浦分校の廃止	7
公 告	
●宅地建物取引業者の免許	7

## 規 則

### 茨城県規則第33号

茨城県県税の郵便振替貯金による納付、納入に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県県税の郵便振替貯金による納付、納入に関する 規則の一部を改正する規則

茨城県県税の郵便振替貯金による納付、納入に関する規則(昭和26年茨城県規則第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県県税の郵便振替による納付、納入に関する規則

第1条及び第2条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

第3条中「郵便振替貯金規則」を「郵便振替規則」に改める。

第3条及び第3条の2中「郵便振替貯金法」を「郵便振替法」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第7号

茨城県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年5月6日

茨城県教育委員会

茨城県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

33	麻生	行方郡麻生町大字麻生1147	全日制	普通科	1,050	1,050	
	北浦分校	行方郡北浦村繁昌775	(定時制)	(普通科)	(200)	(200)	昭和40年度から募集停止

を

33	麻生	行方郡麻生町大字麻生1147	全日制	普通科	1,050	1,050	
			(定時制)	(普通科)	(200)	(200)	昭和40年度から募集停止

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第4号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年5月6日

茨城県公安委員会委員長 木村 一郎

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2 (2) 巡査駐在所名称、位置受持区域の部麻生警察署の款中

麻 生	捻木巡査駐在所	玉造町大字捻木	玉造町捻木、芹沢、若海、谷島、緑ヶ丘
-----	---------	---------	--------------------

を

麻 生	榎本巡查駐在所	玉造町大字緑ヶ丘	玉造町緑ヶ丘、捻木、芹沢、若海、谷島
-----	---------	----------	--------------------

に改める。

付 則

この規則は、昭和41年5月7日から施行する。

告 示

茨城県告示第534号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
 指 定 の 位 置 水戸市平須町字新山1825の34, 1825の1828  
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
 延長 123.25m

茨城県告示第535号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
 指 定 の 位 置 水戸市酒門町字下千東1438—2  
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
 延長 22.83m

茨城県告示第536号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日

指 定 の 位 置 日立市河原子町字大子谷2494—5, 2494—7  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 23.10m

茨城県告示第537号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 日立市大沼町字梶房744—6  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 59.5m

茨城県告示第538号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 日立市金沢町字道メキ2008の4  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 33.19m

茨城県告示第539号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 日立市助川町4丁目519番地  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 27m

## 茨城県告示第540号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 勝田市大字田彦字後原1316-3, 1316-4, 1316-5, 1316-6, 1316-7  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 54.8 m

## 茨城県告示第541号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 勝田市三反田字新堀3418の6, 3419の6  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 42.1 m

## 茨城県告示第542号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 那珂郡那珂町大字南酒出字上町826-2  
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 19 m

## 茨城県告示第543号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 土浦市神立町字道休4290—2, 4237—52  
道路の幅員及び長さ 幅員 4m  
延長 70.8m

## 茨城県告示第544号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 土浦市大字乙戸字宮下タ子1067—7  
道路の幅員及び長さ 幅員 4m  
延長 30.95m

## 茨城県告示第545号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 古河市三杉町2631—2630  
道路の幅員及び長さ 幅員 4m  
延長 71.9m

## 茨城県告示第546号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指 定 年 月 日 昭和41年5月6日  
指 定 の 位 置 水戸市谷田町諏訪前798—2  
道路の幅員及び長さ 幅員 4m  
延長 39.8m

## (教育委員会)

## 茨城県教育委員会告示第6号

昭和41年3月31日限り、茨城県立麻生高等学校北浦分校を廃止する。

昭和41年5月6日

茨城県教育委員会

## 公 告

## ●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号及び 年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
41. 4. 25 180	共 東 商 事	杉 本 計	杉 本 計	稲敷郡牛久町大字柏田 3574の567
41. 4. 25 181	根 本 不 動 産 部	根 本 幸 太 郎	根 本 幸 太 郎	那珂湊市山の上6638
41. 4. 25 182	三共不動産 事務所	大 貫 信 敬	大 貫 信 敬	日立市助川町2の1の14
41. 4. 25 183	勝 田 不 動 産	矢 咲 竜 男	矢 崎 竜 男	勝田市表町315
41. 4. 25 184	大和自動車商会	伊 藤 操	伊 藤 操	鹿島郡鹿島町宮中2673の2
41. 4. 25 185	不動産茨城商事	菅 谷 芳 雄	菅 谷 芳 雄	鹿島郡銚田町銚田2148
41. 4. 25 186	東 海 不 動 産	小 坪 輝 義	小 坪 輝 義	勝田市大字高野
41. 4. 25 187	神 生 不 動 産 部	神 生 源 之 助	神 生 源 之 助	土浦市右廻町5区1513
41. 4. 25 188	財団法人 茨城県開発公社	細 田 武	木 村 凡 夫	水戸市三の丸1丁目5番 6号

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

# ☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
休日の場合は繰り下ぐ (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所